

当社は、同社から建設工事の一部を請け負っておりますが、当社の同社との取引への依存度は低いと考えております。また、金銭等の貸借関係につきまして、当社は同社との間で、当社が金銭を借り受ける融資枠の設定に合意しております。人的関係につきましては、当社の取締役 9 名及び監査役 4 名のうち、同社の常務執行役員である羽場幸男氏が当社の非常勤取締役に、同社の監査役業務部長の堀口佳秀氏が当社の非常勤監査役に、同社の出身者 1 名が当社の常勤取締役にそれぞれ就任しております。これらは、同社との経営情報等の交換や当社の経営体制及び監督機能強化、並びに監査役機能強化を目的とするものであります。また、2025 年 3 月 31 日現在、本社部門の強化のため同社から 6 名の出向者を受け入れております。

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、また、上場会社が、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的関係、資本関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社が同社の連結子会社であることにより、事業活動の制約を受けることはありません。また、同社との業務上の協力や連携を深めることが当社の企業価値向上に資すると判断しております。具体的には、同社の施工技術・ノウハウ・顧客情報及びデジタルトランスフォーメーション・グリーントランスフォーメーションの知見を吸収できること、当社の協力会社との協調関係・サプライチェーンに加えて同社のサプライチェーンの活用も可能になることから、受注効率、施工能力、購買力が向上することが見込まれます。

- (3) 親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社と同社との間で締結している資本業務提携契約において、同社は、当社の取締役会が、株主共同の利益を図る観点から業務を遂行するために必要な施策を採択し、これを実施することを尊重するものとされています。また、同社は、当社の経営上の独立性を維持するとともに、当社の意思決定は、株式発行を行う場合等の一定の事項を除き、当社の判断に委ねることとされており、当社の独立性の確保には問題ないものと考えております。

- (4) 親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社の事業活動及び経営判断については、当社が独自に意思決定を行い業務執行しており、親会社等からの独立性は十分に確保されていると認識しております。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当社は、同社から建設工事の一部を請け負っておりますが、記載すべき重要な取引はありません。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社は、親会社グループとの取引において少数株主の利益を保護することを目的に、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置しております。特別委員会では、親会社グループとの間で行う重要な取引・行為等について、当該取引の必要性、合理性及び妥当性を審議し、取締役会に 答申しております。

特別委員会の委員は、3名以上の独立社外取締役で構成するものとしております。親会社グループとの取引・行為等については、社内規程に則り、取引・行為等を実施する部署及び管理部門において、必要性、合理性及び妥当性について、事前に検証・確認しております。更に、重要な取引・行為等については、特別委員会の審議・答申を経た上で、取締役会にて意思決定を行っております。

以 上